

男鹿市企業管理規程第 2 号

男鹿市企業会計規程及び男鹿市水道・ガス料金等収納業務の委託に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 5 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市企業会計規程及び男鹿市水道・ガス料金等収納業務の委託に関する規程の一部を改正する規程
(男鹿市企業会計規程の一部改正)

第 1 条 男鹿市企業会計規程（平成 1 7 年男鹿市企業管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(領収書の交付)</p> <p>第 18 条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 33 条の 2 <u>において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項</u>の規定に基づき企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を<u>同項の規定により管理者が指定する者</u>（以下「公金徴収事務等受託者」という。）は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。</p> <p>(支払事務の委託)</p> <p>第 33 条 第 29 条の規定は、<u>法第 33 条の 2 において準用する地方自治法第 243 条の 2 の 6 第 2 項の規定により同項の指定公金事務取扱者</u>に必要な資金を交付して、支払事務の委託を行</p>	<p>(領収書の交付)</p> <p>第 18 条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定に基づき企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を<u>受託している者</u>（以下「公金徴収事務等受託者」という。）は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。</p> <p>(支払事務の委託)</p> <p>第 33 条 第 29 条の規定は、<u>私人</u>に必要な資金を交付して、支払事務の委託を行った場合について準用する。</p>

改正後	改正前
った場合について準用する。	
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

(男鹿市水道・ガス料金等収納業務の委託に関する規程の一部改正)

第2条 男鹿市水道・ガス料金等収納業務の委託に関する規程（平成17年男鹿市企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。<u>以下「法」という。</u>）第33条の2において準用する<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項</u>及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4の規定に基づき、水道・ガス料金等（以下「料金等」という。）の収納業務の委託に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委託契約の締結)</p> <p>第3条 企業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、収納業務を<u>法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項の規定により管理者が指定する者</u>に委託する場合は、それぞれ委託契約を締結しなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4の規定に基づき、水道・ガス料金等（以下「料金等」という。）の収納業務の委託に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委託契約の締結)</p> <p>第3条 企業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、収納業務を<u>私人</u>に委託する場合は、それぞれ委託契約を締結しなければならない。</p>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。